

寒川町介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 2 月 21 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第 1 号

### 寒川町介護保険法施行細則の一部を改正する規則

寒川町介護保険法施行細則(平成 25 年寒川町規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 49 条の 2」を「法第 49 条の 2 第 1 項又は第 59 条の 2 第 1 項」に改め、「100 分の 80」の次に「、法第 49 条の 2 第 2 項又は第 59 条の 2 第 2 項の規定が適用される場合にあつては 100 分の 70」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

(保険給付に関する経過措置)

2 この規則の施行の前に行われたこの規則による改正前の寒川町介護保険法施行細則の規定による居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)及び住宅改修に係る保険給付については、なお従前の例による。